

消費者主権と環境政策 (1)

三島万里*

Consumer Sovereignty and Environmental Policy

Mari Mishima

要 旨 経済社会の生産優位主義から消費優位主義への転換は、消費者の購買行動によって資源配分が決定される＝「消費者主権確立」を意味する。筆者は前号で日本経済社会における消費者主権確立の基本要因として、消費者の選択肢拡大とそのための公的緩和規制、競争政策の整備、消費者の自己責任原則確立の3点の実現の必要性を論じた。消費者の自己責任原則確立は、社会ルール型政策によって支援される。本稿では社会ルール型政策の一つである環境政策に焦点を当て、消費者主権が行使されるための政策とシステムの最適ミックスとは何か、今後どのような方向が望ましいのか、そのためには何が必要であり、何を除去しなければならないかを明確にしようとするものである。以下(1)では、環境政策全体の理念型と問題点を、廃棄物処理を中心に分析する。次号(2)では、環境政策の4主体－中央政府、地方自治体、企業、消費者－のあり方と最適ミックスの方向性を検討する予定である。

第1章 消費者優先社会の経済政策

1985年以降の円高の進行により日本経済は急速な国際化へ向かった。「魅力的な新市場」日本の実現は、日本の消費者にとっても実質価格の低下、商品・店舗・サービスの多様化など選択肢拡大上多くの利点をもたらした。しかし海外諸国との物価格差＝「内外価格差」という生活向上の阻害要因も表面化した。

「内外価格差」は日本産業の「重層型産業構造」¹⁾を示す指標である。超比較優位産業である電気機械、輸送機械、一般機械はいずれもある程度の産業国家としての力強さを象徴し、かつ国内外的にもニューズ・ヴァリューを持った、「産業政策当局に取って保護育成政策の対象として「やりがいのある」²⁾産業であったこと、他方比較劣位産業である繊維・紡績は「川中の中小企業を中心に手厚い国内調整援助を受け続けてきた」³⁾こと、さらに非貿易財である卸・小売、サービス、通信、運輸などが一連の規制緩和論議の中心核をなしていることを考えると、市場の失敗を補正すべく行われた経済政策は、日本の産業構造を「重層構造」型とし、内外価格差を発生させるための重要な役割の一つを担ったといえよう。

内外価格差は国民生活の歪でもある。真の消費者主権社会を実現するために、産業構造変革と規制緩和実行という二つの新しい経済政策が必要であり、そのために消費者は多大な労力・時間コストを要求されている。さらに経済政策の転換は、強い国際競争力と石油の低価格によって支えられ

* 本学助教 日本産業論

ていた比較優位産業製品に関しては環境コスト、製品安全性コスト、「大きな政府」によって不十分なままで放置されてきた高齢化コスト、女子労働の確保・特殊出生率の維持・増価のために不可欠な乳幼児保育などの福祉コストなど、これまで払わなくて済んだ諸コストを適正に織り込んだ新しい価格体系の確立を意味する。

本稿はこうした“つけ”を後世に残さずに、消費者がその主権をもっとも効率的に行使できる社会にふさわしい経済政策のあり方を、環境政策⁴⁾をケーススタディとして検討する。以下では第一に、環境政策を目標・手段・主体別に概観し、第二に、消費者に身近な廃棄物処理政策を費用負担の観点から海外諸政策と比較分析する。第三に廃棄物処理政策の望ましい姿を、中央政府、地方自治体、企業、市民参加のための教育、の各観点から検討しベストミックスを探り、最後に消費者主権の立場からグリーン価格体系の確立の可能性について、若干のコメントを加える。

第2章 国際化の中の環境政策

2・1 環境政策の国際的変化

環境に関する研究は学際的分野であり、環境の定義は多い。本稿ではとりあえず、「人間を取り巻き、それと相互作用を及ぼし合うところの外界」⁵⁾であり、人類の生存・生活の条件を形成しているものとする。一般に、環境が破壊されることによって人間生活に何らかの悪影響が及ぼされることを環境問題とよぶ。現代社会における具体的な環境問題としては、①環境汚染、②自然（環境資源）破壊、③アメニティ破壊、の三つがあげられる。その原因としては、市場経済下における個別企業活動の結果、大量消費・大量廃棄の生活様式の定着、などがある。環境問題は「市場の失敗」⁶⁾の結果といえよう。

環境政策とは、こうした環境問題を是正すべく「環境の状態に影響を及ぼす人間活動や自然自身の働きを何らかの政策手段を用いて制御し、ある社会にとってもっとも望ましい環境の水準を達成するための総合的な公共政策」⁷⁾である。

環境問題が国際的に議論されるようになったのは1950年代以降であり、それから今日まで以下の3点において変化している。第一は、領域の広がりである。日本でも60年代に提訴された四大公害裁判⁸⁾に代表される環境汚染問題から、自然保護、アメニティ保全問題まで含まれるようになった。第二は、空間的広がりである。1地域、1国規模の環境破壊から、複数国、さらには地球規模への環境破壊がもたらされることになった。第三は、時間的広がりである。1-2世代の直接的健康被害だけではなく、当初は予見しにくい被害を、過去から現在へ、また現在から未来へ世代を越えてもたらすようになっている。

変化に対処してこれまでの環境問題への政策対応の主流を占めていた個別問題に事後的に対応するいわゆる対症療法的（react-and-cure）アプローチから、より予見・予防的（anticipate-and-prevent）アプローチへ転換すべきだとする主張が、以下の2点から近年たかまっている⁹⁾。第一は、これまでの対症療法的アプローチが、特定地域、媒体に対するものであったのに対し、より地球規模への汚染、世代を越えた汚染蓄積に対処するものでなければならないこと、第二は、環境媒体、空間、時間、代替方法などによる問題のシフトがおこっていることから、この構造をも視野にいれ

た対応が求められること、である。

日本において環境問題への政府の政策介入が不適切＝「政府の失敗」であったといわれる主な原因としては、不完全な情報、行政機構の中央集権的官僚性、行政権優位による三権分立の形骸化、政策執行者のインセンティブ、民間部門の対応を含め政策がもたらす効果を完全には予測できないこと、などがあげられる¹⁰⁾。対症療法的であっただけでなく、新しい公的介入の法制度が省庁ごとの縄張り争いの場となっている。こうした状態を改めるためには、現在検討されている行政改革の徹底を通じて官僚システムを変化させる一方で、情報を公開し、公的意思決定過程に一般市民の声が反映しうるシステムを確立することが望ましい。「政府の失敗」を繰り返さない「市場の失敗」への公的介入のあり方―それは地方分権論と同時に議論されるべきであろう―と、それを可能にする社会経済システムの再検討が望ましい。

2・2 環境政策の目標

一般に公共政策の目標は国民生活の福祉の向上にあるとされており、環境政策もまた同様である。国民生活の福祉向上をどのように計測するかについては、3つのアプローチがなされている。

第一は、一国経済の増減をGNP、GDPなどによって計量すると同様に、経済活動による環境破壊、公害対策事業費などの経済的損失を除いたグリーンGDP（環境調整済み国内純生産）のような指標を開発しようとするものである。国連統計局は93年10月にSEEA（System of the Integrated Environmental and Economic Accounting）を発表、経済企画庁はそれを受けて95年6月にグリーンGDP¹¹⁾を公表した。それによれば、90年における日本のGDPは424.5兆円であり、帰属環境費用は8.4兆円、対GDP比2.0%となっており、85年の7.9兆円と比較して0.5兆円増加している。さらに発生源別にみた場合、4分の3が企業部門であることは、環境対策の費用を誰が負担するかという点への重要な示唆を含んでいる。

第二は、経済性・効率性の概念を適用するものであり、プリュドム（Prud'homme, R.）ら新古典派の考え方である。環境の汚染は、損害をもたらす社会にとっては代価を伴うものである。同時に汚染を削減する活動は誰が支払おうとも社会全体にとって一つの費用であることから、そのような汚染の代価と汚染削減費用との合計、すなわち汚染にかかわる総費用が最小になる汚染の水準（最適汚染水準¹²⁾）を環境政策の目標とすべきだとするものである。

第三は、医学的知見、公正性、公平性など経済性とは別の基準を求める立場である。宮本[1989]は「環境基準などの政策目標は現行技術水準や経済制度の制約などを考えずに、生命・健康の安全、エコロジカルな調和、歴史的文化的な価値など、基本的人権の確立を土台とした基準に寄って設定すべき」としている¹³⁾。

現実の環境法制度を考える場合、経済性と公平性・公正性がバランスよく調整されることが望ましい。しかし日本の環境政策の歴史を見ると、対症療法主義、官僚主義、民間企業保護（追随）主義、という三者が絡み合っており、当初は経済発展が第一目標であった。

日本における環境政策の嚆矢とされる公害対策基本法（67年施行、93年に環境基本法の施行とともに廃止）は、その法目的（第1条）として、人の健康の保護については別として、「生活環境の保全については、経済の健全な発展との調和が保たなければならない」（いわゆる経済調和条

項)を設けていた。同条項は世論の強い批判を浴び、70年の第64臨時国会で「国民の健康で文化的な生活を確保する上において公害の防止が重要」とし、「事業者、国及び地方公共団体の公害の防止に関する責務を明らかにし」「公害対策の総合的推進を図り、もって国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全」する方向に転換した。

政府は公害基本法施行後、公害防止の実施をより体系的に推進するための総合的行政機関として環境庁を発足(71年)させた。しかし60年代の公害対策基本法、70-80年代の環境アセスメント法¹⁴⁾の審議過程、90年代前半の環境基本法など、環境政策の理想を実現させるべく法案を準備しても他省庁との折衝過程で妥協せざるを得ない場合が再三表れている。現在なお環境政策の一元化は遅々として進まず、関係諸官庁の管轄下に分散しておかれているものが多い¹⁵⁾。

70年代後半以降、中央政府行政の復権、三全総(78年)など開発型経済成長策が精力的に行われる政治状況のなかで、経済発展優先の度合はますます増大し、その結果水俣病対策における大量の「未認定患者」の発生(74年)、二酸化窒素の環境基準緩和(78年)、公害健康被害補償法の地域指摘の解除(88年)、など環境政策の後退が顕在化した。

日本の環境政策の目標が、経済発展に重心をおきたいわば“第一世代”から、持続可能な発展との調和を見いだそうとする“第二世代”に歩み出したのは1990年代に入ってからである。

93年11月に成立した環境基本法は、①「環境の恵沢の享受と継承等」、②「環境の負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等」、③「国際的協調による地球環境保全の積極的推進」、の3点を基本理念とし、その具体的な実現のための主要政策手段として、「環境基本計画」の策定、「環境アセスメント」の推進、「経済的措置」の導入などに関する諸規定を盛り込んでいる。

とくに②に関し、同法は第4条で「環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減すること」「によって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨と」しなければならないとして環境保全型経済への転換を提唱している。さらにその具体的措置として第22条で「環境の保全条の支障を防止する経済的措置」に関する規定を検討課題としており、環境税等の導入への布石としている。

“第二世代”への転換要因としては以下の3点が考えられる。第一は、世界的枠組みで持続的発展への取り組みが議論されるなかで、公害輸出企業の放置、被害者の加害者化など日本政府の取り組みの遅れが国際的に非難されだしたことである。第二は、企業活動のグローバル化によりISOなど環境監査基準の導入(詳しくは第6章を参照)が日本産業の国際競争力の根幹を揺るがすものとなってきたことである。外圧が日本の社会経済システムの変化を余儀なくさせることは規制緩和の場合と同じである。第三は、同サミットで新しい活動主体として活躍したNGO¹⁶⁾が、日本でも広範な活動を始め、とくに95年の阪神大震災を契機として一挙に社会的に認知されつつある点である。新しい生活者勢力が日本社会の生産優先主義を覆す原動力となるためには、さらに現在凍結状態にあるNPO(非営利組織)法案など法制度の整備が望まれる。

2・3 環境政策の手段

環境政策の手段は直接的行動、間接的行動、枠組み整備、の三つに大別される。60-70年代には

直接的手段が支配的であったが、80年代以降は「持続可能な発展」との関係から価格メカニズムをいかした手段が国際的な主流となっている。

第一の直接的行動は、①政府・自治体が直接行う場合と、②原因者を規制する場合とに分けられる。①の場合、具体的には国公有化、環境保全型の公共投資、およびごみ処理・下水道処理など環境を考慮した社会資本の整備がある。国公有化とは、自動車公害除去のための公共交通¹⁷⁾の充実など、希少資源利用・自然独占の対象となる事業や、公園・国有林など効率よりも福祉・安全・環境保全が優先されるべき場合に行われる。

②の場合、直接規制や土地利用規制などが考えられる。直接規制とは、議会によって法や条例が定められ、それに基づいて行政や司法の手で発生源への規制が行われるもので、公害規制に対応する。その場合重要なのは、議会がどの集団の利害を代表し停止決定を行うのか、三権分立が明確に行われているか、の2点である。日本の場合、第一に行政国家といわれるほど三権分立が形骸化していること、第二に行政組織自身も利益追求が自己目的化しており、国民や社会の要求を後回しにしがちなこと、第三に行政組織は既存の法体系の枠内で問題を処理しがちであり、法令に定められない事項や新しい問題状況に対し、しばしば無能さを露呈しがちなこと、などを理由に直接規制は決して有効な手段ではない。

第二の間接的手段は、③政府・自治体の直接行動、④原因者規制、とに分けられる。③の場合、行政自体における研究開発機能、グリーン調達¹⁸⁾などが考えられる。

④は一般的に経済的政策手段とされているもので、93年の環境基本法では検討課題とされており、消費者主権確立のためにも、早期導入の可能性が探られねばならない。

OECDは経済的手段を、(i)課徴金 (Charge)、(ii)補助金 (Subsidies)、(iii)デポジット・リファンド (Deposit-refund System)、(iv)市場の創造 (Market Creation)、の4つに分類している¹⁹⁾。

(i)は課徴金を汚染に対して支払われるべき“価格”と考えるものである。このカテゴリーはさらに、(a)排出課徴金 (排出チャージ; 環境への排出に対して支払われ、料金は排出汚染物質の質と量によって課される)²⁰⁾、(b)利用者課徴金 (ユーザー・チャージ; 廃物の共同処理あるいは公共処理に伴う費用のために支払われ、均一料金もしくは処理廃物量によって異なる料金が課される)、(c)製品課徴金 (プロダクト・チャージ; 製造あるいは消費、もしくは処理段階で汚染を出す製品の特性によって価格に課される)、(d)行政的課徴金 (行政的チャージ; 監督・認可料)、(e)税の差別化 (環境にやさしい製品には安い、有害な製品は高い税を課すもので、インセンティブ効果を持つ) の5つに分類される。

(ii)は汚染者がその行動を変更するようインセンティブとして働く、あるいは基準を維持するのに困難な企業に与えられる財政的援助であり、(a)補助金、(b)ソフトローン (低利の融資)、(c)租税割引の3つに分けられる。

(iii)は潜在的に汚染を生じる製品の価格に付加金を上乗せし、その製品あるいは廃棄物が回収システムに返却されれば、付加金はリファンドとして返却されるものである。日本ではびんビールなど再利用が可能なリターナブル容器に導入されている。回収率が高いため、使い捨て容器にもこのシステムを導入されることが検討されているが、消費者ニーズを理由に業界の反対が強い (デポジッ

ト制度の実態については、第6章参照)。このシステムのもう一つの特徴は、利用者が廃棄物として排出しなかったことを簡単に証明することができるという点で、極めて効果的なモニタリング機能を持っていることにある。そのため、ガラスなど再利用が比較的容易な容器よりもむしろ廃棄処理が技術的に困難もしくは危険な容器など、正確なモニタリングが必要とされ、有効な回収が達成されなければならない分野に効果的な手段といえよう。

(iv)は排出権市場の創設である。これは汚染の目標水準に到達できるように政府が汚染物質排出権利書を一定量発行し、汚染企業もしくは環境保護団体等が市場でこの権利書を買し、その範囲で汚染物質を排出することで効率的に最適汚染水準を達成しようとするもので、とくにCO₂など温室効果ガスによる地球温暖化問題への対処手段として注目されている。課徴金の場合、税率の決定などに関する多くの情報が必要であるのに対し、この手段はより少ない情報で外部性を効果的に制御できる点で魅力的といえる。その一方で創設する市場の空間的範囲、排出権発行あるいは初期分配をどうするかなどの問題が残っている²¹⁾。

第三の枠組み整備とは、(i)情報公開制度整備、(ii)データベース整備、(iii)環境教育の普及など、長期的視点にたった社会ルール整備事業である。現在すぐ汚染に対し即効性を持つものではないが、長期的視点にたった場合、環境保全のための社会資本という性格を持ち、今後充実に向けてのシステム造りが早い段階で行われることが望ましい。

2・4 環境政策の主体

公共政策である環境政策を作成し実行する主体は、これまでは中央政府と地方自治体を中心であった。日本の場合、50年代から60年代にかけ、中央政府の環境法規が未整備の状況下で大都市における環境汚染が急速に悪化するという事態が発生した。その結果、大都市部の革新自治体を中心に公害防止条例、公害防止協定などが国の環境対策に先行して実施された。公害防止協定とは工場の排水口ごとの濃度あるいは汚染量を決めて工場と自治体との間で締結される協定である。64年に火力発電所建設をめぐる横浜市と電力会社の間で結ばれたものが最初であり、その後全国的規模で広がり、現在その数は約3万件に達するといわれる。

環境政策における地方自治体の役割は、以下の3点において今後ますますその重要度をましてゆこう。第一は、経済のグローバル化が進展する一方で、産業政策における地方自治体のアイデンティティが重視され、地方分権化の動きが高まっていることである。第二は、生活向上のためのライフスタイル確立、まちづくり、交通体系の整備などに関し、住民参加システムの整備により自治体が従来以上に住民生活に密着した施策を打ち出すことが求められていることである。第三は、公害防止協定以降、自治体が企業を指導するノウハウ・データなどを蓄積していること、および自治体のそうした姿勢を住民が支持していることである。

環境問題の地球規模化、企業行動の地球規模化にともない、第三の政策主体として国際レベルの政策ネットワークの重要性が認識されている。国連は早くから環境問題に取り組み、世界銀行、IMOなど専門機関の他に国連環境計画(UNEP; United Nations Environment Program)、国連環境計画国際環境技術センター(UNEP International Environmental Technology Center)など多くの機関を設立した。また今後より実効性を担保できるシステムとして期待されるのは、OECDな

ど地域共同体ネットワークである。例えばEUは環境問題に関する各種指令（各国で立法措置が生じる）を出すのみではなく、EMAS²²⁾など経済手段を用いて効果をあげている。

第四の、そして今後一層の活躍が望まれるのがNGOなど市民グループ、およびそのネットワークである。中央政府・地方自治体による政策決定システムが、民主主義のもとで権利を付託した選挙民の選好を反映したものであるかどうかは、政府はしばしば特定集団の利害関係を代表することがあり、議論の余地が残る点であり、第四の政策主体の育成・強化、およびそのためには欠かせない情報公開についての最小限の公的ルールづくりは早急の課題である。

総じて理想的な環境政策を行う主体とは、上記4主体間のバランスの取れた協力の上に成立するものである。消費者自立のシステムを考えるならば、行政・企業・消費者の役割分担の明確化と、そのためのシステムと政策の最適ミックス形成が今後の環境政策の方向を決定づける重要な鍵であり、そのイニシアティブをとるのは地方自治体およびその広域ネットワークであろう。

第3章 環境保全コストの負担—廃棄物処理問題を中心に—

3・1 費用負担の論理

環境政策のスタンスが経済発展優先主義から持続可能な発展との共存に移行するに伴い、廃棄物処理の論点はいかに効率よく処分するかという点から、いかに減量できるか、いかにごみを出さないかという点にシフトしている。費用負担の問題も同様の観点から論じる必要がある。廃棄物処理サービスは、収集、焼却などの処理（中間処理を含む）、埋立などの処分、の3つに分けられる。一般に収集サービスについては相対的に市場性をもつが、処理・処分サービスは公共財的性格を持つといわれる。費用をどこが負担すべきかという点に関し、議論は以下の三つに分類される。

第一は、公共負担論である。一般に環境政策が公共負担で行われる場合には、公共機関が直接環境手段を行使したり、アメニティ施設の整備、環境資本の整備などの費用を負担する場合が考えられる。この方式を廃棄物処理に適応させる理論的根拠は、廃棄物＝「公共財」だとするものである。廃棄物処理サービスは、そのサービスによって得られる私的利益よりも社会的利益の方が大きく、市場メカニズムによる供給のみでは過小供給になってしまう。さらに市場メカニズムを導入する場合、不法投棄の監視などの費用（排除費用）は市民が廃棄物処理に支払う費用を上回ることから、納税者全員が広く薄く費用を負担し合うべきというものである。

日本において都市の廃棄物処理が業者請負型から自治体直営型に転換したのは明治から大正時代にかけてである（東京では1911年）。しかしそこでは無料化→廃棄物の増大→処理・処分施設の増加→過大投資という悪循環が起こった。政府の失敗である。その結果、1970年代後半から収集サービスを直営から民間委託に転換する自治体が増加したが、結論からいえば廃棄物の減量化という基本問題の解決にはいたらなかった。直営か民営かではなく、回収システムそのものを問題とすべきであることが明らかとなった。

第二は、受益者負担論である。とくに収集サービスは一定の市場性を持つため、手数料を徴収することによってサービスの価格付を行い、減量化につなげうる可能性を有しており、現実に廃棄物処理法では、「市町村は、当該市町村が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、条例で定め

るところにより、手数料を徴収することができる」としている。92年現在、全市町村数の35%に相当する1134の自治体で有料化システムの導入が試みられており、このうち排出量に応じて処理手数を徴収する従量制を採用しているの636市町村で、93%は町村である（表3-1参照）²³⁾。

ごみの従量制有料化は以下の3方式に大別される。(i)一律方式（伊達市）：ごみの発生量に応じて指定の処理券もしくは袋を購入し、それでしか排出を認めないとするもの、(ii)二段階方式（守山市）：一定量までは比較的安く料金を設定し、それ以上は負担金が急増する。減量化努力をしない場合、罰則的に高いものとなる、(iii)一定量以上有料方式（出雲市、高山市）：一定量までは無料の袋で排出できるがそれ以上は有料で袋を購入する。無料袋残余は市が有償で引き取る、である。

消費者主権という観点から有料化をみた場合、(i)消費者の負担が増大するだけで、商品そのものをごみの少ないものに変革しようという技術的インセンティブが生産者側に伝わらない。ごみ廃棄量の少ない商品が市場にない場合、排出者のみがコストを負担することは実質的な商品価格が高くなるだけで、廃棄物の総量は減少しない、(ii)徴収料金は清掃事業費に比べればほんのわずかにしか

表3-1 地方自治体におけるゴミ有料化策

(a) ゴミ有料化の実施状況

(上段：市町村数，下段：%)

	有料化 実施	すべて徴収			多量 の場合のみ 徴収	無料	
		従量制	定額制	その他			
家庭系ゴミ	1179 (32.2%)	974 (26.5%)	440 (12.0%)	327 (8.9%)	207 (5.7%)	205 (5.6%)	2484 (67.8%)
事業系ゴミ	2610 (75.1%)	2286 (65.8%)	1702 (49.0%)	319 (9.2%)	265 (7.6%)	324 (9.3%)	866 (24.9%)
粗大ゴミ	711 (27.1%)	544 (20.7%)	259 (9.8%)	167 (6.4%)	118 (4.5%)	167 (6.4%)	1913 (72.9%)
直接搬入	2313 (64.7%)	1840 (51.5%)	—	—	—	473 (13.2%)	1262 (35.3%)

(注) ゴミ有料化を実施し「すべて徴収」の内訳の「その他」は、一定量までは定額（無料を含む）で、それを超えると従量制等の形態を指す。(1992年度、厚生省調べ)

(b) 有料化している他都市の例

	実施年	実施方法	手数料徴収方式	徴収基準及び金額
北海道 伊達市	1989	可燃ごみ、不燃ごみを対象として、指定袋(大40l, 小20l)及びシールを用いた従量制。	一律方式 [排出量にかかわらず、袋等の単価は固定]	可燃ごみ、不燃ごみ共に 大60円/枚・小30円/枚
滋賀県 守山市	1982	可燃・不燃ごみを対象として、指定袋(大40l, 小20l)を用いた従量制。	同上	同上
島根県 出雲市	1992	可燃ごみを対象として、指定袋(大45l, 小22l)を用いた一定量以上の従量制。	一定量まで無料。 それ以上は有料。	年間100枚まで無料配布。 これを超えて排出する場合は 大40円/枚・小20円/枚で買う。
岐阜県 高山市	1992	可燃ごみと粗大ごみを対象としたシール方式(袋は大きさだけ指定で、85cm×65cm(約45l)以下であれば可)。	1年分を世帯構成人員数に応じて一定枚数を無料配布。 それ以上は有料購入。	シールを購入する場合は1枚 70円。余ったら、1枚当たり、 個人で10円の図書券、団体 で13円の報奨金を還元。

(出所) 東京都清掃局

すぎない、(iii)有料化によって消費者意識が変革した一例えば買いびかえ、分別排出の徹底、集団回収への協力が進んだなどの解析がほとんどなされていない、などの問題点は依然存在する。

有料化の導入に当たっては、(i)目的を明確にし、導入前と後の市民行動、導入に伴う市民負担、減量化達成率、などを事前に評価する、(ii)事業系一般廃棄物→粗大ごみ→一般家庭ごみの順で段階的に導入する、などの注意が必要である。東京都では区部ごみの約60%をしめる事業系ごみに関し、「事業者の責任に基づいて、自らが適正に処分すべきものであり、それに要する費用は原則として排出事業者が負担」すべきだとし、96年12月から従量制有料シールを発行、事業系ごみに添付する方式を採用するとしているが、事前評価と導入後の変化の分析結果の公表が待たれる。

第三は、汚染者（原因者）負担原則（PPP; Polluter Pays Principle）を適用すべきというものである。これは汚染者が受容可能な状態に環境を保つために公的機関におり定められた措置を実施するにともなう費用を負担すべきであるとするもので、OECDが72年に提唱²⁴⁾し、環境政策の費用負担の原則として人々の社会的公正観に合致し、国際的に普及しているものである。しかしOECDは汚染者とは誰か（排出者か製造者か販売者か）、いかなる費用をいかなる政策手段で、どれだけ払うべきかという点に関しては述べておらず、OECD各国でもケースバイケースで判断されている。日本において廃棄物問題へのPPPの適応は、3・3容器包装法の節で検討するように、事業者の反対が強く、非常な困難をとまなっている。

3・2 日本の廃棄物処理の症状と処方箋

(1) 廃棄物処理の現状

日本における廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃掃法、71年施行、91年改正）によって図3-1のように分類されている。

処理システム別にみると、「一般廃棄物」（人の日常活動から出されるゴミ及び事業活動から出されるもののうち環境汚染上の問題が少ないもの）は市町村等の自治体が、「産業廃棄物」（事業活動にともなって生じる廃棄物のうち、燃えがら、汚でい、廃プラスチック、廃油など19品目）は事業者それぞれ処理責任があるとされる。しかし産業廃棄物の場合、事業者は自ら処理する以外に民間の処理業者に委託処理することができる（廃掃法12条）という“抜け穴”が用意されており、実際はほとんどが産業廃棄物処理業者に中間処理（分別、積み替え保管、減量、焼却などにより、減容化・無害化・安定化する）、さらには最終処分までも委託する形を取っている。

92年度の廃棄物発生量は、一般廃棄物5020万トン、産業廃棄物4億300万トンであり、85年の4800万トン、3億1220万トンに比べ、7年間でそれぞれ4.6%、29.1%増加している。その主たる要因としては、一般廃棄物の場合は第一に事業所系ゴミの増加、第二に容器包装材料の増加、の2点だが、産業廃棄物の場合はプラスチック等適正処理が困難な物質の増加、そして両者の共通要因として大量生産・大量廃棄型社会の拡大が考えられる。

廃棄物の処理方法としては、一般廃棄物の場合、92年度の中間処理量は全体の85%（うち焼却処理は75%）を占めており、埋立など最終処分に回されるのは全体の31.1%となっている。また産業廃棄物の場合、再生利用が40%、中間処理が62%、最終処分量が22%となっている。一般、いずれの場合も最終処分の主流は最終処分場への埋立である。

図3-1 廃棄物の分類

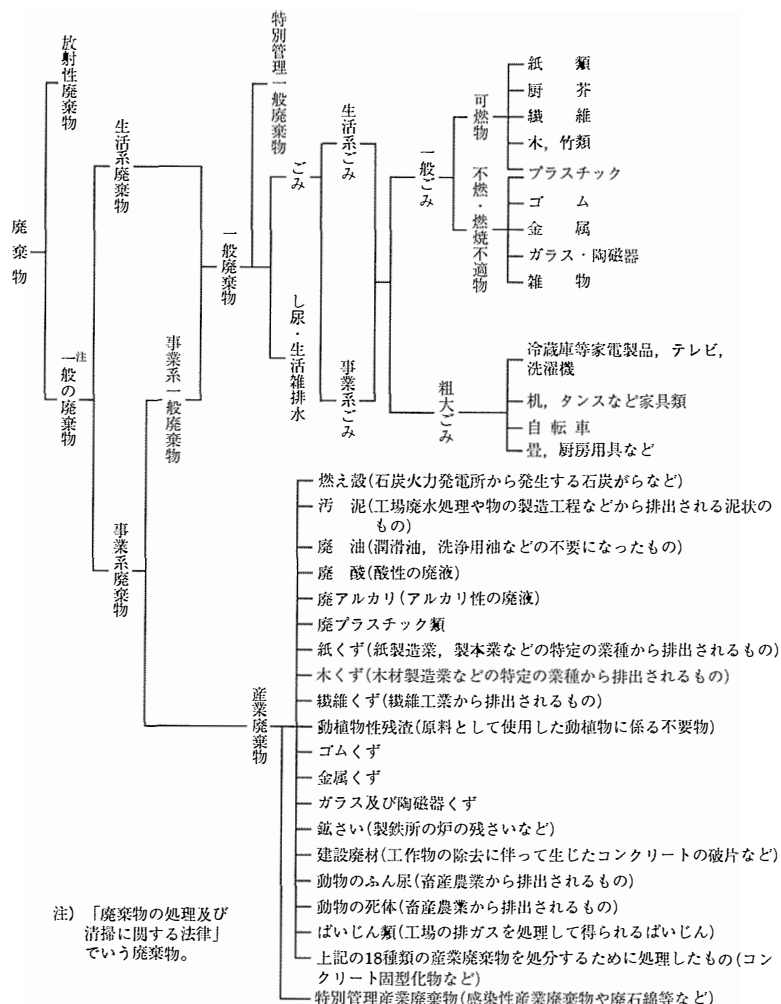


図3-2は一般廃棄物の処理方法を欧米各国と比較したものである。焼却率が高いのはデンマークで、その他は埋立が中心となっている。これは①環境規制の厳しい欧米では、焼却熱分解による有害物質の影響を重視していること、②最終処分場用地確保が相対的に容易であること、などによるものであり、世界的にみても日本はスイス、シンガポールについて焼却率が高い。しかし近年では用地問題の逼迫化などからドイツを中心に焼却・溶融を中心の日本型に転換している。

最終処分場には埋め立てる廃棄物の性情に応じて①遮断型、②管理型、③安定型、の3種類があり、それぞれその構造や管理についての指針が表3-3のように定められている。93年4月現在の処分場数は遮断型37、管理型990、安定型1609となっており、安定型が数の上でも、また増加スピードでも他を圧倒している。

(2) 廃棄物処理の問題点

図3-2 歐米諸国のごみ処理方法

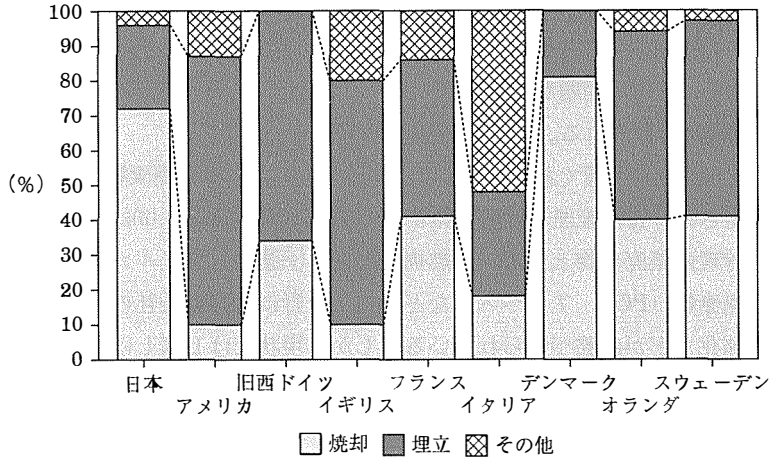


表 3-3 処分場の分類

処分場分類	処分許可品目	構造と外部浸出対策
安定型処分場	ゴムくず, 金属くず, ガラス・陶磁器くず, 廃プラスチック建設廃材の, いわゆる安定5品目。	下水汚染対策, 浸出水対策は不要。素掘りの穴に埋めて覆土する。
管理型処分場	汚泥, 鉱さい, 燃えがら, このうち規制対象物が含まれ有害物質の溶出試験をしなければならぬもの。ばいじん, これらの固形物で溶出試験の結果, 判定基準を超えなかったもの。タールピッチ (溶出試験をしなくてもよいもの)。紙くず, 木くず, 繊維くず (PCBが塗布されていないもの), 動植物の残渣, 動物のふん尿, 動物の死体, 他安定5品目。	地下水汚染を防止するために穴の底, 側面, 全面に1.5 mm くらいのゴムシートを敷き詰め, 浸出水や雨水は処理施設で処理した後に放流するよう義務づけられている。
遮断型処分場	燃えがら, 汚泥, 鉱さい, ばいじん中, 含まれる有害物質が溶出試験の結果判定基準を超えたもの。	水をさえぎり, 地下水への汚染を防ぐ構造を持っている処分場。底と側面を厚さ10 cm 以上のコンクリートで囲い, 屋根を付ける。

ゴミ処理システムの抱える問題点としては以下の3点があげられよう。

第一は、量的に増大する一方の廃棄物に対してどのような方法をとるかである。これまで増加する廃棄物への対応として実行されていたのは以下の3つの方法である。

①ごみの大量発生・有害化のメカニズムは与件と見なし、自治体のごみ処理能力を拡大させるといふ対症療法的対策。70年代初期の“東京ゴミ戦争”はその代表例である。

②大きすぎる、重すぎるなど処理上問題がある廃棄物を「適正処理困難物」として指定し、企業による処理責任を明確化しようとするもの。東京都では74年に既に清掃審議会答申の中に盛り込まれていた。現行廃棄物処理法では250以上の冷蔵庫, 25インチ以上のテレビ, スプリング入りマットレス, 車のタイヤ, の4品目を指定, 事業者回収とリサイクルを要請している。

③有価分別収集および資源リサイクル事業の実施。

最近では②, ③の方法を一步すすめて, 生産段階から廃棄物を出さない, リサイクルしやすい製品

造りを目指した製品アセスメント²⁵⁾、ライフサイクル・アセスメント²⁶⁾の研究、さらにリサイクルの技術開発を目指す国連大学の「ゼロエミッション計画」²⁷⁾、東京大学の「逆工学」²⁸⁾などの研究が活発化している。

第二は、廃棄物そのものに問題がある場合であり、これはさらに①人体に有害な廃棄物問題と、②処理過程上の問題に分けられる。

①はいわゆる有害廃棄物問題である。日本では後述する91年の改正廃棄物処理法施行で「特別管理廃棄物」が指定され、特別管理一般廃棄物として(i)PCB使用部品、(ii)ばいじん、(iii)感染性一般廃棄物が、特別管理産業廃棄物として(iv)高燃焼性廃油、(v)強酸、強アルカリ、(vi)感染性産業廃棄物、(vii)特定有害廃棄物(PCB、アスベストなど)の7分野に管理責任社の設置、マニフェスト・システム²⁹⁾の義務化などが義務づけられている。しかし現状ではしばしば医療廃棄物など感染性廃棄物の不法投棄事件が報道されており、適正管理への技術力強化、処理センターなど受け皿の整備、ペナルティの一層の強化、などが検討されなければなるまい。

②は焼却処理上の問題であり、排ガス中のダイオキシン、焼却灰中の鉛・カドミウムの処理問題があげられる³⁰⁾。

第三は、①埋立地、②廃棄物処理業者の2つにかかわる問題がある。

①の場合、埋立地自体が逼迫していること、処理施設の不備にともなう埋立地からの浸出水による地下水汚染問題が各地でおこっていること、その結果、不法投棄事件が後をたたないこと、などがあげられる。東京都の場合、中央防波堤外側埋立処分場はあと15-20年程度しか使用できず、日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場も96年度末には満杯となり、新処分場は環境影響評価の手続き中であるが住民の反対が強い³¹⁾。

産業廃棄物の場合、処分場にかかわる問題はより深刻である。全体の6割以上をしめる安定型処分場は、本来水質・大気等を汚染する可能性のない安定五品目のみを素掘り・露天という形で処分するものであるが、(i)事前および中間処理段階での分別がほとんどなされていないこと、(ii)安定五品目に付着する有機物等が分別できないこと(例えば建設廃材のアスベスト、廃プラスチックの可塑剤等)、(iii)96年3月まで許可されていたシュレッターダスト等、現状では汚染被害が明確でない廃棄物が混入する可能性があること、などの理由から、近年トラブルの原因となることが多い。

設置基準にも問題がある。現行廃棄物処理法は「産業廃棄物処理施設を設置しようとするものは、…管轄都道府県知事の許可を受けなければならない」(15条)としているが、3000m²未満の安定型、1000m²未満の管理型は「対象外施設」(ミ=処分場)として許可が不要となっている。さらに現行法は設置に関し周辺住民の同意、説明会の開催、事前協議等について全く規定を設けていないため、自治体の独自要綱・行政指導等による実質的規制のみに頼るほかない状態である。

②の場合、廃棄物処理業者が相対的に企業規模が小さいことがあげられる。厚生省の産業廃棄物処理業者の許可件数は93年4月現在で8万件を越えるが、その9割以上が収集運搬業者である。収集運搬業はトラック一台で始められることからダンピングまがいの競争が横行しており、収集運搬・中間処理・最終処分まで対応する中枢機能をもった新産業としての“静脈”企業が成立しにくい構造となっている³²⁾。

(3) 廃棄物処理法の改正

廃棄物処理政策の根幹をなす廃棄物処理法はこれらの点にどのような対応をしてきたのであろうか。現行の廃棄物処理法は、明治以来の「汚物処理法」(1900年施行)が戦後「清掃法」(54年施行)となり、さらに70年の「公害国会」で全面改正され、「廃棄物の処理および清掃に関する法律」となったもので、その後さらに91年に改正されて今日の形となっている。

91年10月の改正³³⁾の要点は以下の4点にある。①廃棄物の発生抑制、リサイクルなど減量化を国民・事業者の責務として位置づけたこと、②有害物を含む廃棄物の管理を明確にしたこと(前述の特別管理廃棄物)、③処理施設の整備に公的関与を位置づけたこと、④適正処理が困難な廃棄物の処理についてメーカーの協力義務を課したこと(前述の適正処理困難物)。とくに一般廃棄物に関し、「焼却して埋める」だけであった処理方法にリサイクルの導入を位置づけたことは評価されるが、その手段等についてははなはだ曖昧である³⁴⁾。

この改正でも、①産業廃棄物最終処分場の技術基準、②処理施設設置手続きへの住民参加、③不法投棄への罰則、④原因者不明の不法投棄への対策、⑤排出事業者の責任、⑥廃棄物の内容開示、などのシステム上の問題は依然残されたままであった。そのため、厚生大臣の諮問機関である生活環境審議会・産業廃棄物専門委員会は96年9月報告書を提出、これを受けて厚生省は97年度通常国会に改正案を提出するという。

報告書の骨子は以下の3点にある。①処理施設に関し、(i)許可対象ではないいわゆる「ミニ処分場」のすべて許可制とすべき、(ii)設置に当たり生活環境への影響を調査し、公告・縦覧する、地域の意見を聴取する、専門家による審査を行う、②不法投棄に関し、(i)全ての産業廃棄物へのマニフェスト制度の適用、(ii)罰金の大幅引き上げなど罰則の強化、(iii)排出事業者の責任強化(むしろ処理業者や行政など関係者全体で責任分担すべきとの両論併記)、③現状回復に関し、原因者不明の場合都道府県が迅速・円滑に現状回復できるよう必要資金を手当する制度の構築、である³⁵⁾。

〈注〉

- 1) 96年度経済白書は、産業別生産性上昇率からみた日本の製造業の特徴として、第一に、相対的に実力のある産業(比較優位産業)と相対的に実力のない産業(比較劣位産業)、非貿易財の3者間の生産性格差が拡大してきたこと、第二に、その結果現実の為替レートは超比較優位産業の均衡レートより増価し、新規産業の台頭が難しく、少数の超比較優位産業しか生き残れないいわゆる「オランダ病」が発生する可能性が生じていること(言葉の正確な意味での「産業の空洞化」)、第三にその結果内々価格差、あるいは国内経済の高コスト化をもたらされ内外価格差が拡大していること、の3点を分析している。
- 2) 小宮・奥野・鈴木 [1984] p. 10
- 3) 同上 pp. 365-367
- 4) 国民生活の向上を目的とする経済政策としては、この他にPL法、雇用均等法、公的介護法、情報公開法などがある。また独占禁止法を中心とする競争政策は、市場、企業、政府、家計という4主体を検討する上で重要なポイントである。これらを併せた社会ルール型政策全体の検討は今後の筆者の課題である。
- 5) 植田 [1996] p. 4
- 6) 環境破壊を外部的性として認識するならば、環境問題は市場の失敗の問題として把握できよう。この点に関し、宮本は産業化、都市化、およびアメリカ型大量消費生活様式の導入と環境破壊の歴史的推移を綿密に分析している(宮本 [1989] PP. 55-96)。

- 7) 植田他 [1991] p. 167
- 8) 日本における最初の公害事件・最上級審判決としては大正5年(1916年)の大阪アルカリ事件(大気汚染)があげられる。四大公害裁判とは、①水俣病(提訴:1969年)、②新潟水俣病(同67年)、③四日市喘息(同67年)④イタイイタイ病(同68年)である。一連の公害裁判を通じて企業の責任、地方自治体の役割の明確化が行われてきたが、今日においても日本の公害苦情件数は6万件(その大半は廃棄物問題である)と、必ずしも解消しているわけではない。
- 9) 植田は対症療法的アプローチの欠陥として、以下の三点をあげている。①自然破壊や人間の健康破壊の不可逆性、②費用効率性の観点から見た場合、被害発生後、何らかの圧力があったから実行されるため、環境保全のための費用効果的戦略が採用されにくい(第4章土壌汚染問題を参照)、③衡平(equity)の観点からみた場合、原因者負担よりも租税が使われる場合が多い。
- 予見・予防的アプローチの長所として以下の三点をあげている。①従来の政府介入が個別・選択的であったのに対し、総合性が重視されること、●従来の政府介入が予防的対策と比べコストが大きくなるため、結果として対策が限定されがちであったことに対し、費用効率性も達成され、長い目でみた経済的利益も実現される(植田 [1996] pp. 28-30)。
- 10) 植田前掲書 pp. 30-31
- 11) グリーン GDP の試算方法等については鶴野 [1995] を参照。
- 12) 最適汚染水準の概念については、植田前掲書 pp. 98-101などを参照。
- 13) 宮本前掲書
- 14) 環境影響評価法の別称。ある事業の立案から実施の過程で、その事業が環境に与える影響を事前に調査・予測し、その事業を実施するかどうか、環境への被害を最小にするにはどうしたらよいか、他に適切な代替案がないか、を検討する。1970年にアメリカの連邦環境政策法(National Environmental Policy Act, NEPA)によって初めて実施され、急速に世界に普及した制度で、先進国の大部分が実施している。
- 日本では76年に川崎市が最初の環境影響評価条例を制定、その後北海道、東京、神奈川が条例で、40近くの自治体が要綱・指針で実施されている。国レベルでは83年に環境影響評価法案が審議未了に終わって以降進まず、現在は要綱で一部大規模事業についての実施している。93年の環境基本法でも事業官庁・財界の反対が強く制定が見送られている。
- 環境アセスメントの役割については、①公害発生の有無、環境への影響を調査し、それを開発許可権者に提供し、適切な行政判断をサポートする、②良好な環境保護を目的とし、影響評価の結果事業が環境に重大な影響を与える、もしくは他に有効な代替案がある、などが明らかになった場合、事業を中止・変更できる、の二つの考えがある。日本の条例・要綱の多くは③の考えに立っており、事業をストップさせる効力を持たないことが今後の課題である。
- 15) 例えばリサイクルに関しては、環境全般に対するものとして環境基本法が、リサイクルに関するものとして「再生資源の利用の促進に関する法律」(リサイクル法、91年施行)、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃棄物処理法、70年施行)、容器包装リサイクル法(95年施行)などがある。リサイクル法(注33参照)の場合、環境庁長官は再生資源の利用の促進に関する基本方針の決定については主務大臣となるが、「個々の業界へ示す判断の基準となるべき事項の策定や個々の業者に対する助言・指導には関与しない」(23条)となっており、実務は通産省(製造業を中心とする再生利用体制の整備)、厚生省(廃棄物処理等)、農林水産省(食品産業、農業等)、建設省(建設副産物等)などに分割されている。しかもこれらの官庁は同時に環境保全と対立する開発官庁であることに注意したい。
- 16) 非政府組織(Non Government Organization)の略。地球サミットでは187カ国、7946のNGOの参加で独自の集会グローバルフォーラムが開催され、「アース・チャーター(地球憲章)」のほか33のNGO条約が作成された。なかでも政府間会議で全く触れられなかった「軍国主義と環境と開発に関する条約」が作られたことは意義深い。
- 17) ドイツ、スウェーデンでは各交通手段の社会的コストを考慮し、鉄道に重点をおく政策が取られている。

消費者主権と環境政策 (1)

ドイツでは連邦ハイウェイ網の整備資金の一部を鉄道網整備に振り向け、2010年までに道路よりも鉄道に多くの投資をする計画である。また都市レベルでは、アメリカ、ヨーロッパの多くの都市で撤去された路面電車を新型市街電車として復活させる取り組みが実施・計画中である。

- 18) 政府の創出する有効需要によって環境に望ましい製品を購入すること。ドイツでは1984年から政府官公庁が物品を購入したり公共事業を発注する場合には、環境保護の視点を導入し、「ブルーエンジェルマーク」のついた製品を優先調達することを政令で明記、アメリカでも93年に環境負荷の少ない製品・サービス調達のガイドラインが作成され、毎年2000億ドルのグリーン調達を実施されることになった。日本では環境基本法で「財やサービスの購入・使用に当たっての環境保全への配慮」(第3節第1項)がうたわれており、徹底されれば膨大な新市場が生まれることになる(山本 [1995] PP. 91-97)。
- 19) OECD, Economic Instruments for Environmental Protection, 1989 (植田 [1992] pp. 104-112)
- 20) いわゆる環境税として導入が実施されている課徴金システムとしては、1981年に導入されたドイツ排水課徴金制度、90年代に入って北欧等5カ国で導入されている炭素税の2つが代表的である。いずれも課徴金料率、他の直接規制とのポリシーミックスのあり方、などが問題となっている。詳しくは宇沢 [1995]、石他 [1993]などを参照。
- 21) アメリカでは、1970年代に大気保全のための硫黄酸化物規制プログラムに排出権市場の考えが導入され、86年に最終的な規則が発表されている。詳しくは新澤 [1994]を参照。
- 22) Eco-Management and Audit Scheme の略。製造業の生産に係わる産業の環境パフォーマンス改善を、①環境マネジメントシステムの確立、②環境パフォーマンスの評価、③公認環境検証人による環境報告書の検証と公表、の3項目によって図ろうとするもので、95年4月から適用された。製造業は生産施設のある土地(サイト)ごとに任意に参加し、一定のプロセスを経て参加声明マークの使用権を獲得することによって環境パフォーマンスを一般に情報公開し、社会監査を受けようとするものである(詳しくは第6章を参照)。
- 23) 寄本 [1990] は家庭系のごみ収集に指定袋制という有料化システムを導入した北海道・伊達市の事例を検証し、一般的な有料制度よりも、指定袋等従量制による手数量徴収の方が有効であることを示している。
- 24) 「この原則は、汚染者が受容可能な状態に環境を保つために公的機関により定められた上記の措置を実施するに伴う費用を負担すべきであるということの意味する。換言すれば、それらの措置の費用は、その生産ないし消費の過程において汚染を引き起こす財及びサービスのコストに反映されるべきである。これらの措置を講じるに際して、貿易と防止に著しい歪みを引き起こすような補助金を併用してはならない」(OECD「汚染者負担の原則の実施に関する理事会勧告」より)
- 25) 製品設計段階から、その製品がごみになったときのリサイクル性や処理時の環境への影響を事前に評価し、環境の負荷の少ない製品造りを目指そうとするもの。
- 26) LCA (Life Cycle Assessment)。家電製品や自動車など特定製品に注目し、生産→消費→廃棄・リサイクルの各段階ごとに環境に与える影響を評価するシステム。具体的には生産から廃棄までの過程で排出される消費エネルギー量、二酸化炭素、硫黄・窒素酸化物、固形廃棄物などを測定し、同機能製品、あるいは改良前後を比較して環境への負荷を評価する。現在は国、企業単位で行われているが、ISO (国際標準化機構)が規格づくりに着手している。
- 27) ある産業の生産工程から排出される廃棄物を、別の産業の再生原料として利用する完全循環型の生産システムを構築するプロジェクトで、95年4月にスタートした。具体的にはビール醸造の廃棄物を魚の養殖に、紙リサイクルとインクのリサイクルなどがある。
- 28) 廃棄物を有用な資源として再利用したり、無害化する方法を開発し、循環型経済社会を実現する新たな技術分野。
- 29) 特別管理産業廃棄物管理票—マニフェストによって有害廃棄物の流れを管理するシステム。排出事業者は廃棄物の名称、数量、性状、経路、取扱いの注意事項等を記載した票を発行、収集・処分事業者は処理業務が終了後一定期間内に票の写しを排出者に戻す。排出者はその報告を都道府県知事に提出する。このシステムの問題点としては、輸送業者がマニフェストを偽造すること、罰則・立入検査との連携が必要なこと、な

どがあげられる。

- 30) 処理技術上の有害物に関しては高月・酒井 [1993] が詳しい。
- 31) 東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合・谷戸沢処分場 (84年4月開設) には多摩地域26市1町のごみが毎日1000トン以上運ばれる。ここから漏れた汚水が地下水を汚染しているとして住民は組合に水質データ公開を求め東京地裁に証拠保全・仮処分を申し立て (94年11月), 裁判所は95年3月データ公開を命じた。しかし組合はこれを拒否し間接強制金 (1日15万円, のちに30万円) を払って対応したが, 7月にはデータを公表。しかしここには住民が最も強く要求した地下水集排水管電気伝導度のデータ等が含まれておらず, 処分場の底に敷かれた汚水流出防止用シートが破損している可能性が高いことを案じさせた。さらに並行して行われていた隣接第二処分場 (玉の内地区) 建設予定に関しても, 水源地域の環境保全をめぐり, 行政 (厚生省-東京都-多摩地域自治体-日の出町)・技術対応に対する不信が住民の間に広がっている。
- 32) この点についてメルセデス・ベンツの MeRSy (Mercedes Recycle System) の事例は参考となる。93年11月に開始された同システムは, 廃棄された部品の回収とリサイクルのための物流システムである。MB社は6000以上存在する解体業者から適正業者を選定し, 徹底した教育指導により静脈企業を育成, 廃棄物及びリサイクル部品の品質の一定化に成功している (赤池他 [1994] pp. 225-231)。
- 33) さらに同法を側面から補完するものとして「再生資源の利用に関する法律」(リサイクル法, 1991年施行)がある。同法では, ①製造工程等における再生資源の利用 (特定業種=製紙, ガラス容器などの三業種), ②製品の製造に際しての材料・構造等の工夫や事前評価 (第一種指定製品=自動車, 大型家電製品など20種), ③材料表示 (第二種指定製品=アルミ缶, スチール缶, ペットボトルなど5種), ④製造に伴う副産物をリサイクルしやすくするための加工 (指定副産物=鉄鋼スラグ・発電所の石炭灰など3種), を事業者の義務づけている。しかしこの法は, ①リサイクル可能な資源の促進に関し国としての判断基準を定め, 事業者の自主努力を促すものであったこと, ②リサイクル目標が制定されておらず, 企業努力を客観的に評価する方法が欠如していること, などの欠陥を持ち, 抜本的な解決策とはなり得ない。
- 34) もちろんリサイクルが万能もしくは「たったひとつの技術的解決方法」というわけではない。現在各種の再生資源の市場価格は低迷しており, 行き過ぎたリサイクル活動は市場経済の壁によって阻まれるだけでなく, 環境問題への対応のあり方にもマイナスだとする議論もある (ケアンクロス [1992], 植田 [1992] など)。寄本 [1994] はこうした議論に反論し, リサイクル促進を目的とした公共政策と意識改革で対応すべきだとしており, 筆者もこれに賛成する。
- 35) 96年9月5日付日本経済新聞より。

<参考文献>

- 赤池 学, 金谷年展『メルセデスベンツに乗るといふこと』TBSブリタニカ, 1994
- 阿部泰隆, 淡路剛久 (編)『環境法』有斐閣, 1995
- 石弘光編, 環境税研究会『環境税』東洋経済新報社, 1993
- 植田和弘, 落合仁司, 北畠佳房, 寺西俊一『環境経済学』有斐閣, 1991
- 植田和弘『廃棄物とリサイクルの経済学』有斐閣, 1992
- 植田和弘『環境経済学』岩波書店, 1996
- 宇沢弘文『自動車の社会的費用』岩波書店, 1974
- 宇沢弘文『地球温暖化の経済学』岩波書店, 1995
- 鶴野公郎「「グリーンGDP」試算と今後の課題」『産業と環境』1995年10月号
- カッパ, k. W., 柴田徳衛・鈴木正俊訳『環境破壊と社会的費用』岩波書店, 1975
- カブラ, F., パウリ, G. (編)『ゼロ・エミッション』ダイヤモンド社, 1996
- 河合政弘・武蔵武彦・八代尚宏『経済政策の考え方』有斐閣, 1995
- 環境経済・政策学会『環境経済・政策研究のフロンティア』東洋経済新報社, 1996

消費者主権と環境政策 (1)

- ケアンクロス, F., 東京海上火災保険グリーンコミッティ 訳『地球環境と成長』東洋経済新報社, 1992
経済企画庁『平成八年度年次経済報告』大蔵省, 1996
厚生省『産業廃棄物処理ハンドブック 平成8年版』ぎょうせい, 1996
小宮隆太郎・奥野正寛・鈴木興太郎『日本の産業政策』東京大学出版会, 1984
ごみ減量のための「東京ルール」を考える懇談会『ごみ減量のための「東京ルール」の確立に向けて』東京都
清掃局, 1996
柴田弘文・柴田愛子『公共経済学』東洋経済新報社, 1988
高杉晋吾『産業廃棄物』岩波書店, 1991
高月 敏, 酒井伸一『有害廃棄物』中央法規社, 1993
槌田 敦『環境保護運動はどこが間違っているか?』JICC 出版, 1992
寺西俊一「特集・環境基本法案の問題点を洗う—『環境税』は汚染防止が主目的」『エコノミスト』(毎日新聞
社) 1993年5月18日号
東京都清掃局ごみ減量総合対策室編『東京ごみ白書』東京都, 1995,
新澤秀則「アメリカにおける取引可能な排出許可証の実際」『環境と公害』1994年1月号
ピアス, D. W. 他, 和田憲昌訳『新しい環境経済学』ダイヤモンド社, 1994
日の出処分場問題市民合同調査団(編)『日の出ごみ処分場問題〈解決への提言〉』リサイクル文化社, 1996
宮本憲一『環境経済学』岩波書店, 1989
安田火災海上保険(株)(編)『土壌汚染と企業の責任』有斐閣, 1996
山本良一『地球を救うエコマテリアル革命』徳間書店, 1995
寄本勝美『ごみとリサイクル』岩波書店, 1990
寄本勝美「リサイクルをめぐる公共政策と経済的手法」『環境と公害』1994年1月号
ワイツェッカー, E. U., 宮本健一他訳『地球環境政策—地球サミットから環境の21世紀へ』有斐閣, 1994